

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案要綱

第七 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正

一 移転促進区域に、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域を追加するものとする事。

(第一条関係)

二 集団移転促進事業による住宅団地の整備について、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地等の整備も含むものとする事。

(第三条第二項第三号関係)

三 都道府県は、市町村から、集団移転促進事業につき一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があること又は集団移転促進事業計画の策定のために必要な事務の実施体制を確保できないことにより当該市町村が当該集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができるものとする事。

(第六条関係)

四 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法第十一条第一項に規定する業務のほか、委託に基づき、同条第三項各号の業務（集団移転促進事業に係るものに限る。）を行うことができるものとする。

（第十二条関係）

五 その他所要の改正を行うものとする。